

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目 5 番25号

株 式 会 社 セ ラ ク

代 表 取 締 役 宮 崎 龍 己

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年11月21日（水曜日）午後6時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年11月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 第3回及び第4回新株予約権の行使期間を延長する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.seraku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本総会終了後、引き続き同会場にて、ご出席株主様向けに当社代表取締役 宮崎 龍己による事業の説明を約15分予定しております。お時間の許す株主様には、本総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(平成29年 9 月 1 日から)
(平成30年 8 月 31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融政策を背景とした企業収益や雇用環境の改善が続くなど、引き続き緩やかな回復基調で推移しております。

当社が主にサービスを提供する情報産業分野においては、投資拡大が期待されるIoTサービス、ビッグデータやAIなど新たな技術の活用拡大、またそれに伴い巧妙化するサイバー攻撃に対応するセキュリティサービスなど、活発に広がりを見せており、これら企業の需要に対応する質の高いITエンジニアの採用・育成の重要性が増しております。

このような環境の下、当社グループは積極的な人材の採用及び良質なエンジニアの育成に取り組みながら、サービスの価値向上、「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野でのシェア拡大に注力してまいりました。

このような情勢の中、当社グループの売上高は9,017,118千円、営業利益は543,918千円、経常利益は525,714千円となりました。また、みどりクラウド事業における減損損失等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は311,615千円となりました。

なお、事業分野別のセグメント概況は、以下のとおりであります。

① ITインフラ事業

ITインフラ事業においては、大手企業を中心に人材が不足していることと、IT人材市場の活発な変化に備えるために、ダイレクトリクルーティング/リファラル採用などの施策を取り入れ、人材採用に積極的に取り組んでまいりました。

IoTクラウド環境への移行及びその後の運用、セキュリティ関連業務をベースとした幅広い案件の増加を背景に、IoT/クラウド運用サービスセンターは順調に拡大推移しております。

これらの結果、当セグメントの売上高は5,067,450千円、セグメント利益は543,565千円となりました。

② ウェブマーケティングコミュニケーション事業

ウェブマーケティングコミュニケーション事業においては、顧客企業における「デジタルマーケティング領域」、「ウェブサイト運用」、「CRMマーケティング運用」の慢性的な人材不足を背景に順調に案件獲得が見込めることから、引き続き人材の積極採用及び育成に注力してまいりました。

また、BIツールであるSalesforceの導入、定着化、改善及び運用を支援する「Salesforceコンサルティングサービス」においては、株式会社ランドスケープとの業務提携を結び、サービスの価値をさらに高めるとともに、拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,848,136千円、セグメント利益は216,110千円となりました。

(注) CRMとは、売上・利益に貢献する優良客を増やしてビジネスを成功に導く顧客志向のマネジメント手法のこと。

③ スマートソリューション事業

スマートソリューション事業においては、既存の大手企業からのシステム開発の継続案件の受注に留まらず、多様な業界に向けたPoC（概念実証）段階のIoTソリューション案件の獲得に注力してまいりました。

併せて、AIやデータサイエンス等の先端領域においてもサービスを提供すべく、取り組みを進めております。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,762,937千円、セグメント利益は229,856千円となりました。

④ みどりクラウド事業

みどりクラウド事業においては、農作業管理システム「みどりノート」のGAP（農業生産工程管理）に関する機能強化によって、日本GAP協会の推奨農場管理システムに認定されました。

また、既存の代理店網を利用した販促活動に注力するとともに、サービスの付加価値の向上のための開発を進めてまいりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は67,325千円、セグメント損失は139,057千円となりました。

⑤ その他事業

その他事業においては、通信事業や組込ソフトウェア、ハードウェア設計などへの技術提供に加え、子会社の3DCAD分野における技術提供、機械・金型などの受託設計事業を行っております。

通信・ハードウェア事業においては、主に製造業や通信業での、安定した実績をあげております。

平成30年4月に連結子会社化した株式会社ピーズエンジニアリングの事業においては、自動車産業を中心に3DCAD技術の提供を行っており、新たな人材の育成にも取り組んでおります。

これらの結果、当セグメントの売上高は271,268千円、セグメント損失は32,879千円となりました。

事業別売上高

事業別	期別	第31期 (当連結会計年度)	
		売上高	構成比
		千円	%
ITインフラ事業		5,067,450	56.2
ウェブマーケティング コミュニケーション事業		1,848,136	20.5
スマート ソリューション事業		1,762,937	19.6
みどりクラウド事業		67,325	0.7
その他事業		271,268	3.0
計		9,017,118	100.0

(注) 1. 部門間取引については、相殺消去しております。

(注) 2. 第31期より連結計算書類を作成しておりますので、対前年増減比較について記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、事業規模の拡大及び経営効率化の観点から、総額56,014千円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、支社オフィス増床に伴う建物附属設備として11,006千円、ソフトウェアへの投資として39,596千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金200,000千円を金融機関借入にて資金調達を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 平成27年 8 月期	第29期 平成28年 8 月期	第30期 平成29年 8 月期	第31期 (当連結会計年度) 平成30年 8 月期
売 上 高 (千円)	—	—	—	9,017,118
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	525,714
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	311,615
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	22.67
総 資 産 (千円)	—	—	—	4,195,183
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,410,067
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	175.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3. 第31期より連結計算書類を作成しておりますので、第30期以前の各数値は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 平成27年 8 月期	第29期 平成28年 8 月期	第30期 平成29年 8 月期	第31期 (当事業年度) 平成30年 8 月期
売 上 高 (千円)	5,340,246	6,317,835	7,500,181	8,981,088
経 常 利 益 (千円)	321,258	532,004	543,301	539,507
当 期 純 利 益 (千円)	212,572	314,869	360,021	325,454
1株当たり当期純利益 (円)	21.77	26.89	26.47	23.67
総 資 産 (千円)	1,905,127	3,108,683	3,411,805	4,171,326
純 資 産 (千円)	770,406	1,794,688	2,127,743	2,423,040
1株当たり純資産額 (円)	67.61	132.88	154.92	176.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3. 平成28年4月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、平成29年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビーズエンジニアリング	20,000千円	100.0%	機械設計受託業務、3DCAD教育・機械製図教育、機械設計技術者派遣

(注) 平成30年4月24日付で株式会社ビーズエンジニアリングの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、緩やかな回復基調で推移しているものの、依然として先行きに不透明感があります。そのような中、当社グループの将来の業績は、技術力の高いエンジニアの確保とその稼働率の多寡にかかっております。これを実現するために、優秀な人材の採用及び育成、新規事業の開発と拡大、企業の社会的責任への取り組みについて、バランスを取りながら永続して強化を図ることが最大の課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、以下のような点に留意し経営活動に取り組んでまいります。

① 優秀な人材の確保、育成

当社グループは、顧客にIT技術を提供できる人材を自社で採用し、入社後技術研修をはじめとした社内教育を行うことでIT技術とビジネススキルを備えた人材を顧客に提供できることを強みとしております。

そのため当社グループでは、現在の採用活動及び研修制度をさらに発展させ、採用から研修、モチベーション維持のための計画的かつ体系的なシステムの構築、運用に取り組んでまいります。

② 営業の強化

優秀なエンジニアの育成には、エンジニアのキャリアアップの選択肢を広げるための案件の確保が必要となり、これを実現するための営業力が必要不可欠となります。

そのため当社グループでは、営業個人の提案力、営業力の強化を図るための研修制度の整備を行ってまいります。また、顧客満足の向上を図るため営業部門と技術部門の情報共有や連携強化についても取り組んでまいります。

③ 新規事業の開発と拡大

長期にわたる企業成長を実現するためには、次なる成長のための新規事業の開発と拡大が重要と考えております。

当連結会計年度におきましては、以前から取り組んでいる「みどりクラウド」をはじめとした農業IoT分野を拡大させるとともに、引き続き新規事業の研究開発にも取り組んでまいります。

④ 企業の社会的責任への取り組み

当社は、経営理念の一つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、次の二点につきまして徹底した取り組みを図ってまいります。

（イ）企業統治に係る責任の自覚

当社グループは、監査役監査及び内部監査の充実並びに管理部門をはじめとした内部管理体制の充実により、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備と実効的な運用を図ってまいります。

（ロ）企業モラルの堅持

当社は、顧客企業の機密厳守をはじめとする厳格な情報管理が事業活動継続の生命線と考えており、ISO27001（ISMS）を取得しております。引き続き、このような意識を経営幹部以下全ての従業員に自覚させるために、入社時及び随時に研修を行い、教育・啓蒙を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成30年 8 月31日現在）

事業	主要サービス
ITインフラ事業	ネットワーク構築、サーバ構築、セキュリティ構築、保守サービス、ネットワーク運用支援、テクニカルサポート、データセンター運用、IoT保守等
ウェブマーケティング コミュニケーション事業	ウェブ構築、ウェブ制作運営、ウェブ戦略立案、企画、保守、検索連動型広告運営、運用型ディスプレイ広告運営、マーケティング企画運営、ソーシャルメディア運営、デジタルマーケティング、クラウドCRM等
スマートソリューション事業	ウェブシステム開発、スマートフォンアプリ開発、品質保証、先端IT活用商品開発、IoT開発等
みどりクラウド事業	施設園芸農家向け環境モニタリングシステム「みどりクラウド」の販売及びサービス提供等

(8) 主要な事業所（平成30年 8 月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区西新宿七丁目 5 番25号
札幌支社	北海道札幌市中央区北 1 条西五丁目 2 番 9 号
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番 1 号
大阪支社	大阪府大阪市西区靱本町一丁目11番 7 号
福岡支社	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目20番 1 号
横浜支社	神奈川県横浜市神奈川区栄町 5 番地 1
刈谷支店	愛知県刈谷市大手町二丁目29番地

(9) 使用人の状況（平成30年 8 月31日現在）

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
1,879名	30.0歳	2.9年

（注） 使用人数は、就業従業員数であります。

(10) 主要な借入先（平成30年8月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	168,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	26,827千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 49,376,000株
(2) 発行済株式の総数 13,759,200株
(3) 株 主 数 5,676名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 崎 龍 己	5,882,000株	42.74%
宮 崎 浩 美	1,177,000株	8.55%
株 式 会 社 宮 崎	952,000株	6.91%
特 定 有 価 証 券 信 託 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	576,000株	4.18%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	117,680株	0.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	109,300株	0.79%
楽 天 証 券 株 式 会 社	98,600株	0.71%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	82,500株	0.59%
吉 野 明 昭	75,000株	0.54%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	65,900株	0.47%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している新株予約権の状況

	第3回新株予約権
発行決議の日	平成26年8月22日
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 8,000株 (新株予約権1個当たり400株)
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 18,000円 (1株当たり 45円)
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日 ～平成33年8月28日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	20個 (1名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	—
うち監査役	20個 (1名)

	第4回新株予約権
発行決議の日	平成26年12月25日
新株予約権の数	111個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 44,400株 (新株予約権1個当たり400株)
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 55,200円 (1株当たり 138円)
新株予約権の行使期間	平成28年12月26日 ～平成33年12月25日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	111個 (1名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	111個 (1名)
うち監査役	—

	第 5 回新株予約権
発行決議の日	平成30年 2 月15日
新株予約権の数	67個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,700株 (新株予約権 1 個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権 1 個当たり 910円 (1 株当たり 9.1円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1 個当たり 69,000円 (1 株当たり 690円)
新株予約権の行使期間	平成32年 3 月 1 日 ～平成38年 2 月28日
新株予約権の行使の条件	(注)
役員保有状況	67個 (1 名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	67個 (1 名)
うち監査役	—

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第 5 回新株予約権
発行決議の日	平成30年 2 月15日
新株予約権の数	1,562個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 156,200株 (新株予約権 1 個当たり100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権 1 個当たり 910円 (1 株当たり 9.1円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1 個当たり 69,000円 (1 株当たり 690円)
新株予約権の行使期間	平成32年 3 月 1 日 ～平成38年 2 月28日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③ その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代 表 取 締 役	宮 崎 龍 己		
専 務 取 締 役	宮 崎 浩 美	I T ビジネスイノベーション本部長	
取 締 役	小 関 智 春	経営管理本部長	
取 締 役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 日本バーカライジング株式会社 カンロ株式会社	弁護士 社外取締役 社外監査役
取 締 役	山 崎 哲 男	A I G 損害保険株式会社 顧問	
常 勤 監 査 役	吉 本 寿 樹		
監 査 役	芹 沢 俊 太 郎	みさき監査法人 TRAD税理士法人	統括代表社員 代表社員
監 査 役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 コンフィアンス税理士法人	所長 代表社員

- (注) 1. 取締役西村光治氏及び山崎哲男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西村光治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し幅広い知識と豊富な知見を有しております。
4. 監査役芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役勝呂和之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社では、業務執行の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、平成30年8月31日現在の執行役員は、宮崎浩美氏、小関智春氏、米谷信吾氏の3名で構成されております。
7. 取締役西村光治氏及び山崎哲男氏、監査役芹沢俊太郎氏及び勝呂和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	82,009千円 (5,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,777千円 (5,900千円)
合 計	8名 (4名)	95,786千円 (11,300千円)

(注) 平成27年11月26日開催の第28期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額240,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない)、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	西 村 光 治	弁護士法人松尾綜合法律事務所 日本パーカライジング株式会社 カンロ株式会社	弁護士 社外取締役 社外監査役
取 締 役	山 崎 哲 男	A I G損害保険株式会社	顧問
監 査 役	芹 沢 俊太郎	みさき監査法人 TRAD税理士法人	統括代表社員 代表社員
監 査 役	勝 呂 和 之	勝呂会計事務所 コンフィアンス税理士法人	所長 代表社員

(注) 兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役西村光治氏は、開催された全ての取締役会に出席し、主に弁護士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。

(ロ) 取締役山崎哲男氏は、開催された全ての取締役会に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。

(ハ) 監査役芹沢俊太郎氏は、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、取締役会において主に公認会計士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

(ニ) 監査役勝呂和之氏は、開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、取締役会において主に税理士としての豊富な経験を生かし、適宜質問・意見表明等の発言を行っております。また監査役会においても法令や定款の遵守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、コンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款及び社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款及び社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員はこれに従い職務を執行する。
- ② 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役及び従業員に対する教育、管理監督を行う。
- ③ 当社グループは、法令・社会規範及び社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。
- ④ 反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
- ⑤ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会などの議事録及び社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令及び「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は各部門が保存及び管理する情報を常時直接閲覧・謄写又は複写することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
- ② 職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会及び幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
- ② 子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報を共有し連携を図る。
- ③ 子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表若しくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
- ④ 子会社の代表及び管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
- ⑤ 子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長及び常勤監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上実施する。

(8) 監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

(9) 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

(イ) 当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項

(ロ) その他、当社グループの信用及び業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ) 重要な訴訟・係争事項

(ニ) 社内規程の違反で重大な事項

(ホ) その他、上記に準じる事項

② 当社グループの取締役及び従業員は、前項に定める事項及び内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

③ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役及び従業員などに対して報告を求める。

(10) 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告・相談を行った取締役及び従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(11) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- ② 監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- ③ 監査役は、取締役及び従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- ⑤ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議のほか、全ての会議又は委員会等に出席し報告を受けることができる。
- ⑥ 取締役及び従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
- ⑦ 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ⑧ 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ⑨ 取締役及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑩ 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制の整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が「計画、実行、点検、行動」のサイクルに沿って確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度と評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率的にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,690,362	流 動 負 債	1,582,395
現 金 及 び 預 金	2,314,077	買 掛 金	18,282
受取手形及び売掛金	1,163,725	1年内返済予定の長期借入金	139,087
仕 掛 品	8,078	未 払 金	636,909
原 材 料	32,116	未 払 法 人 税 等	144,613
繰 延 税 金 資 産	136,988	未 払 消 費 税 等	193,336
そ の 他	37,917	賞 与 引 当 金	350,894
貸 倒 引 当 金	△2,541	そ の 他	99,271
固 定 資 産	504,821	固 定 負 債	202,720
有 形 固 定 資 産	78,790	長 期 借 入 金	111,555
建 物	65,768	退職給付に係る負債	90,733
工具、器具及び備品	12,768	そ の 他	432
そ の 他	253	負 債 合 計	1,785,115
無 形 固 定 資 産	110,187	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	64,770	株 主 資 本	2,407,780
の れ ん	43,342	資 本 金	297,794
そ の 他	2,075	資 本 剰 余 金	495,544
投 資 そ の 他 の 資 産	315,843	利 益 剰 余 金	1,614,473
投 資 有 価 証 券	100,750	自 己 株 式	△32
繰 延 税 金 資 産	43,005	その他の包括利益累計額	865
敷 金 及 び 保 証 金	155,773	退職給付に係る調整累計額	865
そ の 他	16,313	新 株 予 約 権	1,421
		純 資 産 合 計	2,410,067
資 産 合 計	4,195,183	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,195,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成29年 9 月 1 日から
平成30年 8 月 31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,017,118
売 上 原 価		7,009,434
売 上 総 利 益		2,007,683
販売費及び一般管理費		1,463,764
営 業 利 益		543,918
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25	
助 成 金 収 入	3,359	
受 取 補 償 金	942	
そ の 他	703	5,031
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	863	
市 場 変 更 費 用	22,372	
そ の 他	0	23,235
経 常 利 益		525,714
特 別 損 失		
減 損 損 失	37,219	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	858	38,078
税金等調整前当期純利益		487,636
法人税、住民税及び事業税	225,927	
法 人 税 等 調 整 額	△49,907	176,020
当 期 純 利 益		311,615
親会社株主に帰属する当期純利益		311,615

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	296,399	494,149	1,337,194	—	2,127,743
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,395	1,395			2,790
剰 余 金 の 配 当			△34,336		△34,336
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			311,615		311,615
自 己 株 式 の 取 得				△32	△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,395	1,395	277,279	△32	280,037
当 期 末 残 高	297,794	495,544	1,614,473	△32	2,407,780

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	—	—	—	2,127,743
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,790
剰 余 金 の 配 当				△34,336
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				311,615
自 己 株 式 の 取 得				△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	865	865	1,421	2,286
当 期 変 動 額 合 計	865	865	1,421	282,324
当 期 末 残 高	865	865	1,421	2,410,067

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社ピーズエンジニアリング

なお、当連結会計年度において新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 世科信息技术（瀋陽）有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社の数 1 社

持分法を適用していない非連結子会社の名称 世科信息技术（瀋陽）有限公司

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 ……… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………個別法による原価法 (収益性の低下による簿価
切下げの方法)

原 材 料……………総平均法による原価法 (収益性の低下による簿
価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有 形 固 定 資 産 …………… 定率法 (リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1
日以後に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6～18年

工具、器具及び備品 4～10年

b. 無 形 固 定 資 産 …………… 定額法 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間 (5年)に基づいており
ます。

c. リ ー ス 資 産 …………… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす
る定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。
- b. 数理計算上の差異の費用処理
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌年度に費用処理しております。
- c. 小規模企業等における簡便法の採用
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

56,437千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失（37,219千円）を計上しました。

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

ソフトウェアにつきましては、当初想定していた収益計画に遅れが生じ、事業計画を見直した結果、計画値の達成には時間を要すると判断したことから、当連結会計年度において事業資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率6.85%で算出しております。

建物につきましては、名古屋支社の効率的な運営をはかるために、オフィスフロアの集約化を行い、当連結会計年度において解約するオフィスフロアの建物の帳簿価額を全額費用処理しております。

場所	用途	種類	減損損失額
本 社	事業資産	ソフトウェア	35,064千円
名古屋支社	事業資産	建物	2,155千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式数の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式数（株）	13,734,400	24,800	—	13,759,200

（注）当連結会計年度中の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式数（株）	—	39	—	39

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年11月22日 定時株主総会	普通株式	34,336千円	2円50銭	平成29年8月31日	平成29年11月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年11月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,149千円	2円70銭	平成30年8月31日	平成30年11月26日

(4) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 264,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、一時的な余資運用と位置付けており、資金運用基準を定め、投資適格な債券等を運用対象としております。また、資金運用基準については市場環境等を勘案し、定期的に見直しを行っております。これらの債券等についても定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握すると共に、その保有の妥当性を検討しております。

- b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社の財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,314,077	2,314,077	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,163,725	1,163,725	—
(3) 投資有価証券	100,000	99,842	△158
資産計	3,577,803	3,577,645	△158
(1) 買掛金	18,282	18,282	—
(2) 未払金	636,909	636,909	—
(3) 未払法人税等	144,613	144,613	—
(4) 未払消費税等	193,336	193,336	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	250,642	251,105	463
負債計	1,243,784	1,244,247	463

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または、取引金融機関から提示された価格等によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式 投資有価証券	750

(注) 上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の(3) 投資有価証券には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,314,077	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,163,725	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券（社債）	—	—	100,000	—
合計	3,477,803	—	100,000	—

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	139,087	69,443	41,712	400	—	—
合計	139,087	69,443	41,712	400	—	—

6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	175円06銭
1 株当たり当期純利益	22円67銭

7. 重要な後発事象による注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,649,890	流 動 負 債	1,556,560
現 金 及 び 預 金	2,290,447	買 掛 金	18,282
受 取 手 形	17,196	1年内返済予定の長期借入金	132,763
売 掛 金	1,130,885	未 払 金	612,900
仕 掛 品	8,078	未 払 費 用	64,250
原 材 料	32,116	未 払 法 人 税 等	144,433
前 渡 金	6,951	未 払 消 費 税 等	190,925
前 払 費 用	24,921	預 り 金	14,188
繰 延 税 金 資 産	137,369	賞 与 引 当 金	348,794
そ の 他	4,463	そ の 他	30,022
貸 倒 引 当 金	△2,541	固 定 負 債	191,725
固 定 資 産	521,436	長 期 借 入 金	104,000
有 形 固 定 資 産	78,536	退 職 給 付 引 当 金	87,725
建 物	65,768	負 債 合 計	1,748,286
車 両 運 搬 具	0	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	12,768	株 主 資 本	2,421,619
無 形 固 定 資 産	66,297	資 本 金	297,794
ソ フ ト ウ ェ ア	64,709	資 本 剰 余 金	495,544
電 話 加 入 権	1,587	資 本 準 備 金	209,944
投資その他の資産	376,602	その他資本剰余金	285,600
投資有価証券	100,750	利 益 剰 余 金	1,628,312
関係会社株式	64,879	利 益 準 備 金	11,290
繰 延 税 金 資 産	43,005	その他利益剰余金	1,617,022
敷金及び保証金	151,826	別 途 積 立 金	31,700
そ の 他	16,140	繰越利益剰余金	1,585,322
		自 己 株 式	△32
		新 株 予 約 権	1,421
		純 資 産 合 計	2,423,040
資 産 合 計	4,171,326	負債・純資産合計	4,171,326

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年 9 月 1 日から）
（平成30年 8 月 31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	8,981,088
売 上 原 価	6,984,604
売 上 総 利 益	1,996,484
販売費及び一般管理費	1,438,940
営 業 利 益	557,543
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24
助 成 金 収 入	3,359
受 取 補 償 金	942
そ の 他	831
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	821
市 場 変 更 費 用	22,372
そ の 他	0
経 常 利 益	539,507
特 別 損 失	
減 損 損 失	37,219
関 係 会 社 株 式 評 価 損	858
税 引 前 当 期 純 利 益	501,429
法人税、住民税及び事業税	225,883
法 人 税 等 調 整 額	△49,907
当 期 純 利 益	325,454

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	296,399	208,549	285,600	494,149	11,290
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,395	1,395		1,395	
剰 余 金 の 配 当					
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,395	1,395	—	1,395	—
当 期 末 残 高	297,794	209,944	285,600	495,544	11,290

	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	31,700	1,294,204	1,337,194	—	2,127,743	—	2,127,743
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行					2,790		2,790
剰 余 金 の 配 当		△34,336	△34,336		△34,336		△34,336
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立							
当 期 純 利 益		325,454	325,454		325,454		325,454
自己株式の取得				△32	△32		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,421	1,421
当 期 変 動 額 合 計	—	291,118	291,118	△32	293,875	1,421	295,297
当 期 末 残 高	31,700	1,585,322	1,628,312	△32	2,421,619	1,421	2,423,040

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子 会 社 株 式 …………… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券 …………… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原 材 料 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産のうち、原材料に係る評価方法は、従来、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更は、みどりクラウド事業の今後の拡大を見据えた大量生産に適した評価方法として、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6～18年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産 …………… 定額法

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の翌年度に費用処理しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,712千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 4,946千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高
営業取引による取引高
外 注 費 9,790千円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失（37,219千円）を計上しました。

当社は、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

ソフトウェアにつきましては、当初想定していた収益計画に遅れが生じ、事業計画を見直した結果、計画値の達成には時間を要すると判断したことから、当事業年度において事業資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率6.85%で算出しております。

建物につきましては、名古屋支社の効率的な運営をはかるために、オフィスフロアの集約化を行い、当事業年度において解約するオフィスフロアの建物の帳簿価額を全額費用処理しております。

場所	用途	種類	減損損失額
本 社	事業資産	ソフトウェア	35,064千円
名古屋支社	事業資産	建物	2,155千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,734,400	24,800	—	13,759,200

（注）当期増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式数（株）	—	39	—	39

(3) 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 264,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であり
ます。

6. 関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社の子会社との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
非連結 子会社	世科信 息技術 (瀋陽) 有限公 司	中華 人民 共和国 遼寧省	15,000	人 材 コン サル タント業	(所有) 直接 100.0%	役員 の 兼任	エンジ ニア・ サポー ト業務 の委託 (注) 2.	9,790 (注) 1.	前渡金	4,946

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

176円00銭

1株当たり当期純利益

23円67銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条4項の規定に基づき、株式会社セラクの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セラク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

株式会社セラク
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セラクの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、その職務の執行状況について報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月23日

株式会社セラク 監査役会

常勤監査役	吉 本 寿 樹	㊞
社外監査役	芹 沢 俊太郎	㊞
社外監査役	勝 呂 和 之	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いる一方、株主の皆様に対する利益還元も考慮して、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金2円70銭

総額 37,149,735円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月26日

第2号議案 第3回及び第4回新株予約権の行使期間を延長する件

平成26年8月29日発行の第3回新株予約権および平成26年12月26日発行の第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、本定時株主総会終結の時ににおいて当社の取締役、監査役または従業員である者が保有する新株予約権の権利行使期間を延長することのご承認をお願いするものであります。

1. 延長の理由

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気の高揚を目的として、当社の取締役および従業員に対してストックオプションとして本新株予約権を発行いたしました。その結果、順調に業績は拡大しておりますが、想定よりは遅れていることから行使条件の達成が困難となっております。そこで、引き続き当社取締役、監査役（従業員から就任）および従業員の当社の業績向上に対する意欲を維持し、更に高めるため、行使期間の延長をお願いするものであります。

2. 本新株予約権の行使期間延長の内容

(1) 第3回新株予約権

	変更前	変更後
(3) 新株予約権を行使することができる期間	本新株予約権を行使することができる期間は、平成28年8月29日から <u>平成33年8月28日</u> とする。	本新株予約権を行使することができる期間は、平成28年8月29日から <u>平成34年12月31日</u> とする。
(6) 新株予約権の行使の条件	① (省略) ② (省略) (a) 平成26年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の50%または4個まで (b) 平成26年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の75%または6個まで (c) 平成26年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の100% (以下、省略)	① (省略) ② (省略) (a) 平成26年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の50%または4個まで (b) 平成26年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の75%または6個まで (c) 平成26年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の100% (以下、省略)

(2) 第4回新株予約権

	変更前	変更後
(3) 新株予約権を行使することができる期間	本新株予約権を行使することができる期間は、平成28年12月26日から <u>平成33年12月25日</u> とする。	本新株予約権を行使することができる期間は、平成28年12月26日から <u>平成34年12月31日</u> とする。
(6) 新株予約権の行使の条件	① (省略) ② (省略) (a) 平成27年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の50%または4個まで (b) 平成27年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の75%または6個まで (c) 平成27年8月期乃至<u>平成32年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の100% (以下、省略)	① (省略) ② (省略) (a) 平成27年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が100億円以上かつ経常利益が10億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の50%または4個まで (b) 平成27年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が120億円以上かつ経常利益が11億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の75%または6個まで (c) 平成27年8月期乃至<u>平成34年8月期</u>のうち、いずれかの期において売上高が150億円以上かつ経常利益が12億円以上である場合 割り当てられた本新株予約権の100% (以下、省略)

3. 現在の新株予約権の保有状況

(1) 第3回新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	保有者数
当社監査役 (社外監査役を含まない)	20個	普通株式 8,000株	1名
当社従業員	399個	普通株式 159,600株	29名
保有者数	419個	普通株式 167,600株	30名

(2) 第4回新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を含まない)	111個	普通株式 44,400株	1名
当社従業員	130個	普通株式 52,000株	2名
保有者数	241個	普通株式 96,400株	3名

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



- 交通 「西新宿駅」 1 番出口より徒歩 3 分（丸ノ内線）
「都庁前駅」 E 5 出口より徒歩 6 分（大江戸線）
「新宿西口駅」 D 4 出口より徒歩 11 分（大江戸線）
「新宿駅」 西口より徒歩 15 分（JR 線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）